



健康保険組合からのお知らせ

平成25年度

保険料率 引き上げのお願い

日ごろは健康保険組合の運営と事業に対する取り組みにご理解とご協力をいただき、まことにありがとうございます。

現在、健保組合はかつてない厳しい財政状況を余儀なくされています。平成23年度決算（見込）では、全国の健保組合の経常赤字は総額で3、489億円に達し、全組合の約8割が赤字となりました。24年度予算ではこの状況はさらに悪化し、赤字は5、782億円へ拡大、全組合の約4割が保険料率を引き上げたにもかかわらず、赤字組合が全体の約9割に達する見通しです。

その原因は明らかです。高齢者医療制度への支援金・納付金の保険料収入に対する割合は46・2%にも達し（24年度予算）、皆様から納めていただく保険料の約半分は高齢者医療制度を支えるために支出されている計算です。

この環境下で費用を抑制するための施策は徹底して行っておりませんが、同時に疾病予防対策は充実させていかなければなりません。このような状況に対処するため、組合会にて協議をし、健康保険料率をこれまでの8・4%から9・4%へ引き上げさせていただくことを決議いたしました。

また介護保険については、特定被保険者制度を導入することを決議し、介護保険料率は1・7%から1・6%へ引き上げることとしました。

被保険者の皆さま方にはご負担をおかけしますが、前述の当健保組合を取り巻く環境をご理解いただいた上で、ご了承をお願い申し上げます。

主な施策は下記のとおりです。

平成25年度の主な施策

1. 一般保険料率引き上げ

保険料率 8.4%から9.4%へ（1.0%引き上げ）

2. 介護保険料率引き下げ

保険料率 1.7%から1.6%へ（0.1%引き下げ）

3. 介護保険料負担対象者拡大

介護保険料については、これまで40歳以上64歳以下の被保険者の方だけにご負担いただきました。しかし以下に示しますように、健保組合から国へ支払う介護保険の納付金額を決定する際には、被保険者の方は「40歳以上64歳以下」に該当せず被扶養者の方だけが該当する場合にも対象とされています。

☆健保組合から国への支払額の決定方法

40歳以上64歳以下の被保険者、被扶養者の合計人数へ単価をかけて算出。
（平成25年度の単価は59,588円）

そこで、負担の公平化をはかるために、4月に振り込まれる給与からは以下の特定被保険者にも介護保険料を納めていただくことといたしました。次のいずれかに当てはまる方が特定被保険者となります。

- ① 40歳未満の被保険者で、40歳以上64歳以下の被扶養者がいる方
- ② 65歳以上の被保険者で、40歳以上64歳以下の被扶養者がいる方
- ③ 海外に住居を有する被保険者で、国内に40歳以上64歳以下の被扶養者がいる方

4. 付加給付

一部負担還元金、家族療養費付加金、合算療養費付加金の控除額3万円は、平成25年度も継続します。

5. 保健事業

平成25年度について、人間ドック等の個別健診、特定健診・特定保健指導はこれまでと同様に継続します。